

●会社の健康保険など（国保・国保組合は除く） の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額が、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額はかかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

※制度改正の内容などのお問い合わせは、厚労省設置のコールセンター ☎ 0120-122-140
受付時間は午前9時～午後6時、令和7年7月31日までご利用可能です。

※その他のお問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182

【所得割額の軽減】

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています

| 賦課のもととなる所得金額 | 軽減割合 |
|--------------|------|
| 15万円以下※ | 50% |
| 20万円以下※ | 25% |

※については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

新たな住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度新たに住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯となる世帯）へ臨時特別給付金を支給します。

【支給対象世帯】

6月3日（基準日）時点で奥多摩町に住民登録があり、令和6年度住民税の課税状況が下記のいずれかに該当する世帯

- ・世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯
- ・世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税者である世帯
- ・令和6年度住民税均等割のみ課税者と住民税均等割非課税者で構成される世帯

***ただし、つぎの世帯は対象になりません。**

- ・令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（7万円）または住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（10万円）の支給対象世帯または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯
- ・世帯全員が、令和6年度住民税均等割課税者に扶養等された者のみで構成された世帯（例：別世帯の子に扶養されている高齢者や、親に扶養されている学生など。）
- ・すでに令和6年度住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金（10万円）と同趣旨の給付金を他自治体で受給した世帯、または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯

【支給額】 1世帯あたり10万円（18歳以下の児童がいる場合は、児童1人につき5万円加算）

【支給手続き】

対象となる世帯には、7月上旬から確認書を送付します。

受給の要件などの内容をご確認いただき、同封の返信用封筒で返送してください。

不備などがなければ、返送から3～4週間程度で支給する予定です。

- * 支給対象と思われる世帯には、確認書を郵送しますが、郵送した確認書が宛先不明で返送される場合などもありますので、対象と思われるのに確認書が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777